

自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ
(第28回)

平成25年7月26日(金) 午後1時30分
日本証券業協会 第1会議室

議 案

1. 本年度の自主規制規則の見直しに関する検討について
2. ライツ・オファリングに関する「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の見直し提案について
3. その他

以 上

自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 25 年 7 月 16 日
日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 16 日から 5 月 17 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行った。

この間に協会員よりお寄せいただいた自主規制規則の見直しに関する提案は、以下の 5 件（協会員 4 社からの提案）である。

今般、同提案を受け、下記のとおり、検討計画を取りまとめた。

記

○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を得る予定)
1	売買審査基準について、各協会員においてより適切な抽出基準を設定することができるよう制度に柔軟性をもたせること。 【不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則】	●アローヘッドの導入や High Frequency Trade を行う顧客の増加等に伴い、現在の売買審査抽出基準に従うと、多くの不要な取引まで抽出してしまい、本来着目すべき取引を効果的に抽出することができないのが現状であり、より適切な抽出基準の設定が不可欠であると考ええる。このため、売買審査の対象となる顧客の抽出基準の一部の項目に関しては、協会員それぞれが定めた条件を満たす取引又は注文につき、各協会員独自の抽出基準を用いることを容認する形としてはどうか。なお、この場合には、協会員は独自の抽出基準およびその基準を採用した根拠を説明できなくてはならないことを要件とする。	⇒ 「売買管理等に関するワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。
2	銘柄及び顧客抽出基準について、本来着目すべき取引を効果的に抽出できるよう、条件の見直しを行うこと。 【不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則】	●業態や属性、また取引手法等を考慮して、より効果的かつ効率的な売買審査を行うため、現行の抽出基準を、本来着目すべき取引を効果的に抽出できるものに改めてはどうか。	⇒
3	地場受け・地場出し規制について、地場受けにかかる規制を緩和すること。 【協会員の従業員に関する規則】	●地場受け規制については、平成 19 年に廃止提案を提出し、協会のワーキング・グループにおいて議論いただいているが、「地場出しの防止は受注側の協会員が適正に管理を行うことにより成り立っており、地場受け規制の廃止は制度を無力化してしまう」旨の意見が出され、結果として、「他の協会員の従業員であることを知りながら受注」を	⇒ 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに結論を得る予定)
		禁止行為の対象としていたものを「他の協会の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において受注」と変更する改正にとどまった経緯がある。しかし、受注者による不注意（例えば、他の従業員により登録されていた情報の見落とし等）または連絡ミス等が原因で、他の協会の従業員からの注文を受けてしまった場合であっても、受注者個人が協会規則違反となってしまう蓋然性が高い本規定は、その行為の質に対して厳しすぎると考える。従って、受注側の協会の従業員個人の行為を規定する同条第3項第5号は廃止することが妥当と考える。この場合、協会員として地場受け防止策の整備を求める趣旨である協会員の従業員に関する規則第7条第1項は維持することで、協会員による適正な管理体制は維持され则认为する。	
4	ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権取引について、取引開始基準の設定や確認書の徴求義務などの規制を廃止すること。 【協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】	●ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権取引については、同様の義務が課せられている信用取引や有価証券関連デリバティブ取引等とは異なり、与信が生じず、決済も現物の受け渡しが行われる（差金決済が認められない）。また、新株予約権の買付にかかる最大損失は買付代金に限定され、投資額以上の損失が生じることはない。このように、ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権取引のリスク等を勘案すると、現行の規制は過剰なものといえ、取引開始基準の設定義務、確認書の徴求義務、節度ある運営義務は廃止するべきである。	⇒ 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討中。
5	大量推奨販売等に該当することを懸念して、「注目銘柄」等に関する表示を行なう場合は、原則として5銘柄以上表示するとともに銘柄選定の根拠（基準や前提）を容易に閲覧できるように表示するとされている規制を緩和すること。 【広告等に関する指針】	●規則において一律の数量基準（「5銘柄以上」）を設定されてしまうと、仮に合理的な基準で選定された「注目銘柄」等が5銘柄未満であった場合にも、当該規制を遵守するために、実際には「注目」していない（投資家に自信をもって推奨できない）銘柄が追加されるという事態を招きかねない。そうした事態は、かえって投資家の投資判断を妨げ、結果投資家保護に欠ける結果となってしまう。どのような根拠に基づいて抽出されたかが公表されていれば十分であると考えられる。そもそも、なぜ「5銘柄」でないといけないのか（「5銘柄」であればよいのか）という理由が不明である。	⇒ 「広告等に関するワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。

本協会の自主規制規則の見直しに関する検討手順・スケジュール

平成 25 年 7 月 16 日

時期	検討手順・スケジュール
平成 25 年	
4 月 16 日 － 5 月 17 日	○「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集期間 (協会員通知及びホームページに掲載)
6 月	○協会事務局において提案を整理・検討 ○協会事務局が「課題整理 (仕分け表)」作成 (重要項目は、当面の主要課題に反映)
7 月	○自主規制会議、各所管分科会において「検討計画」を報告・公表
12 月	○自主規制会議、各所管分科会において「検討結果」を報告・公表
平成 26 年	
1 月	○各所管分科会において「規則改正案のパブコメ実施」を審議・公表 ○自主規制会議において「規則改正案のパブコメ実施」を報告
2 月	○自主規制会議、各所管分科会において「規則改正案」を審議・公表
4 月	○規則改正施行

※平成 26 年度以降も、上記のスケジュールに沿って年 1 回を目処に実施する。

以 上

本ワーキング・グループにおいて検討する自主規制規則の見直しに関する事項

平成 25 年 7 月 26 日
日本証券業協会

項番	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	根拠規定	本協会の対応
1	地場受け・地場出し規制について、地場受けにかかる規制を緩和すること。	他の協会の従業者からの注文を受ける協会の従業者個人の行為にかかる地場受け規制を廃止すべきである。	地場受け規制については、平成 19 年に廃止提案を提出し、ワーキング・グループにおいて議論いただいているが、「地場出しの防止は受注側の協会が適正に管理を行うことにより成り立っており、地場受け規制の廃止は制度を無力化してしまう」旨の意見が出され、結果として、「他の協会の従業者であることを知りながら受注」を禁止行為の対象としていたものを「他の協会の従業者であることをあらかじめ知らされている場合において受注」と変更する改正にとどまった経緯がある。 しかし、受注者による不注意（例えば、他の従業者により登録されていた情報の見落とし等）または連絡ミス等が原因で、他の協会の従業者からの注文を受けてしまった場合であっても、受注者個人が協会規則違反となってしまう蓋然性が高い本規定は、その行為の質に対して厳しすぎると考える。従って、受注側の協会の従業者個人の行為を規定する同条第 3 項第 5 号は廃止することが妥当と考える。 この場合、協会員として地場受け防止策の整備を求める趣旨である協会員の従業者に関する規則第 7 条第 1 項は維持することで、協会員による適正な管理体制は維持され则认为る。	協会員の従業者に関する規則第 7 条第 1 項、同条第 3 項第 4 号、同条第 3 項第 5 号	【所管】 自主規制企画部 【対応】 ●「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討し、結論を得る。
2	ライツ・オフリングにかかる上場新株予約権取引について、取引開始基準の設定や確認書の徴求義務などの規制を廃止すること。	ライツ・オフリングにかかる上場新株予約権取引について、次の義務を廃止すべきである。 ・取引開始基準の設定義務 ・確認書の徴求義務 ・節度ある運営義務	ライツ・オフリングにかかる上場新株予約権取引については、同様の義務が課せられている信用取引や有価証券関連デリバティブ取引等とは異なり、与信が生じず、決済も現物の受け渡しが行われる（差金決済が認められない）。また、新株予約権の買付にかかる最大損失は買付代金に限定され、投資額以上の損失が生じることはない。 このように、ライツ・オフリングにかかる上場新株予約権取引のリスク等を勘案すると、現行の規制は過剰なものといえ、左記の義務は廃止すべきである。 また、ライツ・オフリングは、①既存株主の持分比率の低下を防止できる、②法令改正などにより実施が容易になった等の理由から、今後増加が予想される。ライツ・オフリングにかかる新株予約権を上場させるのは、割当を受けた株主に換金の機会を与えることが主な目的であるが、その前提として一定の流動性を確保することが必要不可欠である。取引開始基準や確認書の受入といった規制があることで、買付を希望する多様な投資家が市場動向に合わせて機動的に取引できないのであれば、流動性は必然的に低下し、市場の拡大は期待できない。	協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 6 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項、第 8 条第 1 項、第 11 条第 1 項	【所管】 自主規制企画部 【対応】 ●「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討中。

ライツ・オフERINGに関する「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の見直し提案についての論点整理

平成 25 年 7 月 26 日

1. 現行の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（参考 1）

ライツ・オフERING（株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資手法）において、株主に割り当てられるライツは、金融商品取引法上の「新株予約権証券」に該当し、新株予約権証券に係る協会規則は、概ね以下のとおりである。

（1）取引開始基準（第 6 条）

協会は、新株予約権証券の売買その他の取引を行うに当たっては、取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。（第 1 項）

なお、顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。（第 1 項第 2 号）

また、取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について定めなければならない。（第 2 項）

（2）顧客からの確認書の徴求（第 8 条第 1 項）

協会は、顧客と新株予約権証券の売買その他の取引を初めて締結しようとするときは、当該顧客が契約締結前交付書面等に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。

なお、顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。

（3）節度ある利用（第 11 条第 1 項）

協会は、新株予約権証券の売買その他の取引については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。

2. ライツ・オフERINGに係る本協会の対応

（1）ノンコミットメント型ライツ・オフERINGの発行時の本協会の対応（参考 2）

タカラレーベン社のノンコミットメント型ライツ・オフERINGの発行の際には規則改正等を行わず、①協会規則に関する留意事項、②商品性に関する留意事項、③契約締結前交付書面等の交付に関する留意事項を取りまとめた協会員通知の発出を行った。（平成 22 年 3 月 17 日付協会員通知「上場新株予約権証券の取引に当たっての留意事項について」日証協（自）21 第 105 号）

(2) コミットメント型ライツ・オフアリングの発行時の本協会の対応（参考3）

アイ・アールジャパン社のコミットメント型ライツ・オフアリングの発行の際にも規則改正等を行わず、上記1. の①～③の事項に関する留意事項を取りまとめた協会員通知の発出を行った。なお、本通知においては、発行者による買取りに係る留意事項などコミットメント型ライツ・オフアリングに固有な事項についても記載している。

（平成25年4月23日付協会員通知「コミットメント型ライツ・オフアリングに係る上場新株予約権証券の取引に当たっての留意事項について」日証協（自）25第23号）

3. 検討課題

具体的には、以下の点について、検討することが考えられる。

(1) 取引開始基準

取引開始基準の対象とすることは適切か。

(2) 顧客からの確認書の徴求

確認書の徴求の対象とすることは適切か。

(3) 節度ある利用

節度ある利用の対象とすることは適切か。

顧客に説明すべき事項として、上場期間（取引期間）が短いことについて顧客に説明する必要があると考えるが、この点についてどのような対応が必要か。

4. コミットメント型ライツ・オフアリングとノンコミットメント型ライツ・オフアリングの区別して規制する必要があるか。

5. その他

以 上

協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則 (昭50. 2. 19)

第 1 条 ～ 第 5 条の2 (省 略)

(取引開始基準)

第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。

- 1 信用取引
 - 2 新株予約権証券の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）
 - 3 有価証券関連デリバティブ取引等
 - 4 特定店頭デリバティブ取引等
 - 5 店頭取扱有価証券（「店頭有価証券に関する規則」（以下「店頭有価証券規則」という。）第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券をいう。）の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）
 - 6 その他各協会員において必要と認められる取引等（顧客の計算による信用取引以外の有価証券の売付けを除く。）
- 2 前項に規定する取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他各協会員において必要と認める事項について定めなければならない。

第 6 条の2 ～ 第 7 条 (省 略)

(顧客からの確認書の徴求)

第 8 条 協会員は、顧客と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第117条第1項第1号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。

2 (省 略)

3 (省 略)

第 9 条 ～ 第 10 条 (省 略)

(信用取引、新株予約権証券取引及びデリバティブ取引等の節度ある利用)

第 11 条 協会員は、信用取引、新株予約権証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の契約の締結については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。

2 (省 略)

第 12 条 ～ 第 29 条 (省 略)

日証協（自）21 第 105 号
平成 22 年 3 月 17 日

内部管理統括責任者 殿

日 本 証 券 業 協 会
常務執行役 平 田 公 一

上場新株予約権証券の取引に当たっての留意事項について

ご高承のとおり、平成 22 年 3 月 5 日付けで上場会社による新株予約権証券の無償割当てが決議され、当該新株予約権証券は、株式会社東京証券取引所からの上場承認を前提として、平成 22 年 4 月 1 日から東京証券取引所へ上場される予定となっております。

今般、本協会において、投資者保護の観点から、上場新株予約権証券の取引に当たっての留意事項を下記のとおり、取りまとめましたので、ご通知申し上げます。

各協会員におかれましては、下記事項に留意しつつ、対応いただくとともに、貴社担当役職員及び顧客に対し、ご周知方お取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. 協会規則に関する留意事項

上場新株予約権証券については、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」において、①取引開始基準の策定、②顧客からの確認書の徴求、③節度ある運営を求めていますので、当該規則を踏まえた対応にご留意ください。

【参考】

- ① 新株予約権証券の売買その他の取引に当たっては、取引開始基準を設定し、当該基準に適合した顧客との間で取引を行うこと。（顧客の計算による売付けを除く。）

（「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 6 条）

- ② 顧客が初めて新株予約権証券の売買その他の取引をしようとするときは、当

該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求すること。(顧客の計算による売付けを除く。)

(「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第8条)

- ③ 新株予約権証券の売買その他の取引に当たっては、節度ある運営が求められていること。

(「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第11条)

2. 上場新株予約権証券の商品性に関する留意事項

顧客に対し、上場新株予約権証券を勧誘する場合には、価格変動リスクや発行者リスクなどとは別に、特に下記事項に、ご注意ください。

- ① 上場新株予約権証券は、上場期間（上場日から2ヶ月間以内）又は行使期間（行使期間満了の日が当該上場新株予約権証券の割当てに係る基準日後2か月以内）が短期間であること。
- ② 上場新株予約権証券は、期限付きの有価証券であり、権利行使期間が終了した場合、その価値を失うという性質を持つ有価証券であること（上場新株予約権証券を買い付けた場合、取引所への上場期間内に上場新株予約権証券を売却するか、行使期間内に新株予約権を行使して当該上場会社の株式取得を選択しなければ、その価値を失うということ。）。
- ③ 上場新株予約権証券の権利行使を行って株式を取得するためには、所定の金額（取得する株数に一株当たりの権利行使価格を乗じたもの）の払込みが必要となること。

3. 契約締結前交付書面等の交付に関する留意事項

顧客に対して交付する契約締結前交付書面及び上場有価証券等書面につき、特に下記事項に、ご注意ください。

- ① 上場新株予約権証券の無償割当てを受けた顧客が当該上場新株予約権証券の売付けを行う際には、あらかじめ、契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面を当該顧客に対し交付することが必要となること。
- ② 顧客が上場新株予約権証券の買付けを行う際には、あらかじめ、契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面を当該顧客に対し交付することが必要となること。

- ③ 既存の契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面に上場新株予約権証券にかかる売買手数料が記載されていない場合は、追記が必要となること（別紙添付も可）。

※ 「契約締結前の書面交付等義務及び特定投資家制度に関するQ & A」（改訂3版）（平成20年3月18日付協会員通知：日証協（自）19第102号）「1. 契約締結前の書面交付等義務関係」問3及び問12-3参照。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：自主規制企画部（Tel：03 - 3667 - 8470）

日証協（自）25 第 23 号
平成 25 年 4 月 23 日

内部管理統括責任者 殿

日 本 証 券 業 協 会
常務執行役 自主規制本部長 平 田 公 一

コミットメント型ライツ・オファリングに係る上場新株予約権証券の
取引に当たっての留意事項について

ご高承のとおり、平成 25 年 4 月 12 日付けで上場会社によるコミットメント型ライツ・オファリングの方法による新株予約権証券の株主への割当てが決議され、当該新株予約権証券は、平成 25 年 4 月 24 日から大阪証券取引所へ上場される予定となっております。

今般、本協会において、投資者保護の観点から、当該上場新株予約権証券の取引に当たっての留意事項を下記のとおり、取りまとめましたのでご通知申し上げます。¹

つきましては、貴社担当役職員の方々に周知方お取り計らいいただくとともに、顧客との取引に際しては下記事項に留意しつつ、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 協会規則に関する留意事項

上場新株予約権証券については、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」において、①取引開始基準の策定、②顧客からの確認書の徴求、③節度ある運営等を求めていますので、当該規則を踏まえた対応にご留意ください。

【参考】

- ① 新株予約権証券の売買その他の取引に当たっては、取引開始基準を設定し、当該基準に適合した顧客との間で取引を行うこと（顧客の計算による売付けを

¹ 平成 22 年 4 月のノンコミットメント型ライツ・オファリングに係る新株予約権証券の発行に際し、会員通知「上場新株予約権証券の取引に当たっての留意事項について」（平成 22 年 3 月 17 日付 日証協（自）21 第 105 号）を発出している。

除く。)

取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預かり資産その他各社において必要と認める事項について定めること。

なお、コミットメント型ライツ・オファリングに係る上場新株予約権証券の特性に照らして、他の新株予約権証券とは別の取引開始基準を定めることも認められる。ただし、取引開始基準を別に定める場合は、コミットメント型ライツ・オファリングに係る上場新株予約権証券の取引開始基準に適合し取引を行う顧客が、他の新株予約権証券に係る取引を行うときは、改めて当該取引の取引開始基準に適合していることを確認する必要があることに留意すること。

(「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第6条)

- ② 顧客(特定投資家を除く。)が初めて新株予約権証券の売買その他の取引をしようとするときは、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求すること(顧客の計算による売付けを除く。)

上記①においてコミットメント型ライツ・オファリングに係る上場新株予約権証券に係る取引開始基準を別に定める場合であっても、確認書についてはノンコミットメント型ライツ・オファリングに係る新株予約権証券に関する確認書と共通のものとするのは妨げない。

確認書を共通のものとする場合、既に確認書を徴求している顧客については、再度確認書を徴求することは求められない。ただし、その場合は、当該確認書において、それぞれの取引に関するリスク事項のすべてについて説明を受け理解したことについて確認が行われている必要があることに留意すること。

(「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第8条)

- ③ 新株予約権証券の売買その他の取引に当たっては、節度ある運営を行うこと及び過度になることのないよう常時留意することが求められていること。

(「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第11条)

2. 上場新株予約権証券の商品性に関する留意事項

顧客に対し、上場新株予約権証券を勧誘する場合には、価格変動リスクや発行者リスクなどとは別に、特に下記事項にご留意ください。

- ① 上場新株予約権証券は、上場期間(本件では約1か月)及び行使期間(本件では約2週間)が短期間であること。
- ② コミットメント型ライツ・オファリングに係る上場新株予約権証券は、期限付きの有価証券であり、権利行使期間が終了した場合、発行者が定める価格(価

格が0円となる可能性もある。)により上場新株予約権証券が取得されること。

- ③ 上場新株予約権証券の権利行使を行って株式を取得するためには、所定の金額（取得する株数に一株当たりの権利行使価格を乗じたもの）の払込みが必要となること。

また、上場新株予約権証券の権利行使により取得する株式の株数又は上場新株予約権の証券取引所における最低売買単位によっては、顧客が最低売買単位の上場新株予約権を取得しても、権利行使により単元株を取得できない場合があること。

3. 契約締結前交付書面等の交付に関する留意事項

顧客に対して交付する契約締結前交付書面及び上場有価証券等書面につき、特に下記事項にご留意ください。

- ① 上場新株予約権証券の割当てを受けた顧客が当該上場新株予約権証券の売付けを行う際には、あらかじめ、契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面を当該顧客に対し交付することが必要となること。
- ② 顧客が上場新株予約権証券の買付けを行う際には、あらかじめ、契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面を当該顧客に対し交付することが必要となること。
- ③ 既存の契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面に上場新株予約権証券にかかる売買手数料が記載されていない場合は、追記が必要となること（別紙添付も可）。

※ 「契約締結前の書面交付等義務及び特定投資家制度に関するQ&A」（改訂4版）（平成23年4月4日付協会員通知：日証協（自）23第5号）「1. 契約締結前の書面交付等義務関係」問3及び問12-3参照。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：自主規制企画部（Tel：03 - 3667 - 8470）

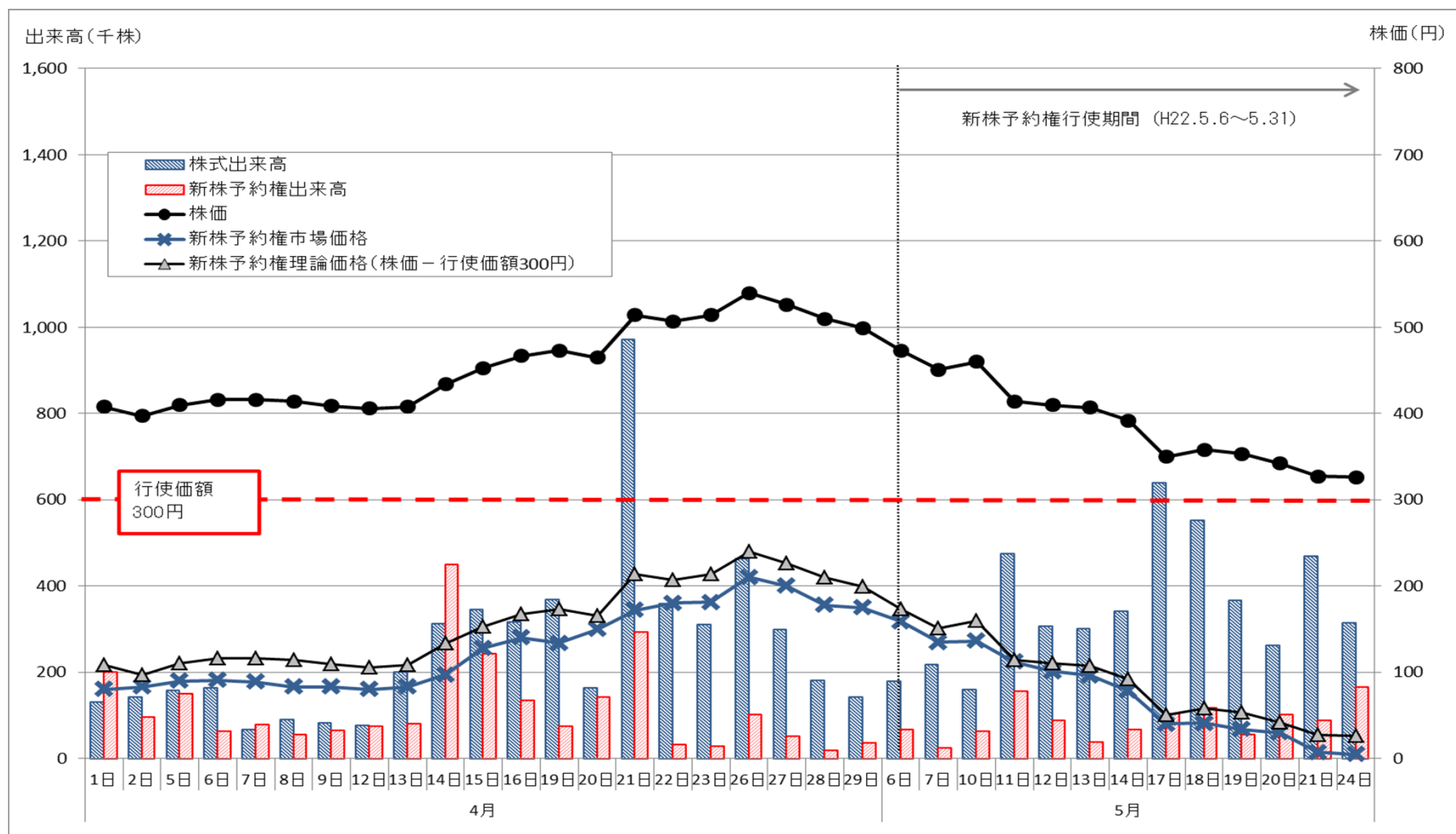
ライツ・オフリングに関する株価と新株予約権価格の推移

日本証券業協会 自主規制企画部

ライツ・オフリングに関する株価と新株予約権価格の推移



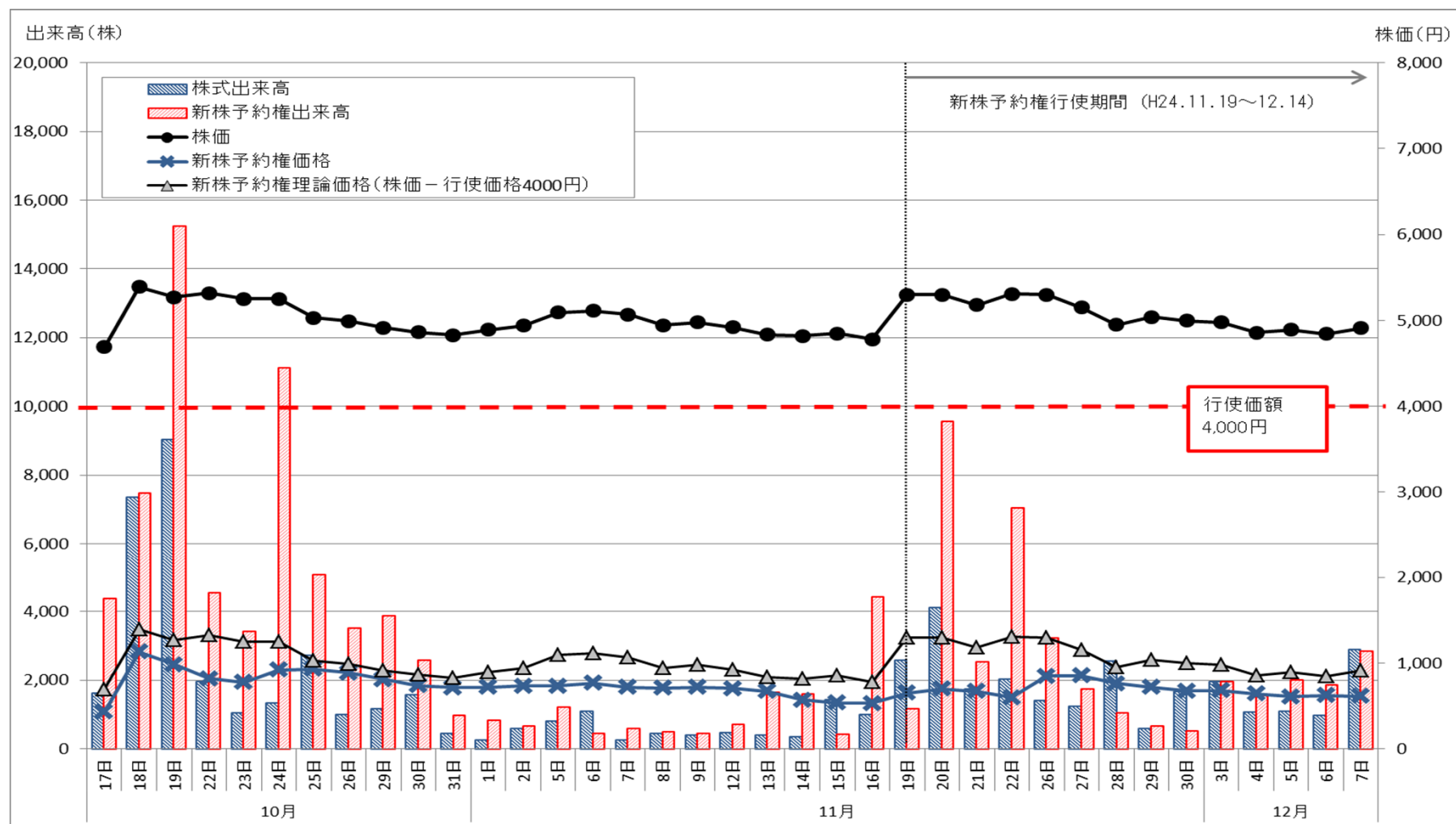
(1) ㈱タカラレーベン【8897】東証1部（平成22年3月5日発行決議） 新株予約権の上場期間における株式及び新株予約権の価格並びに売買高の推移



ライツ・オフリングに関する株価と新株予約権価格 の推移



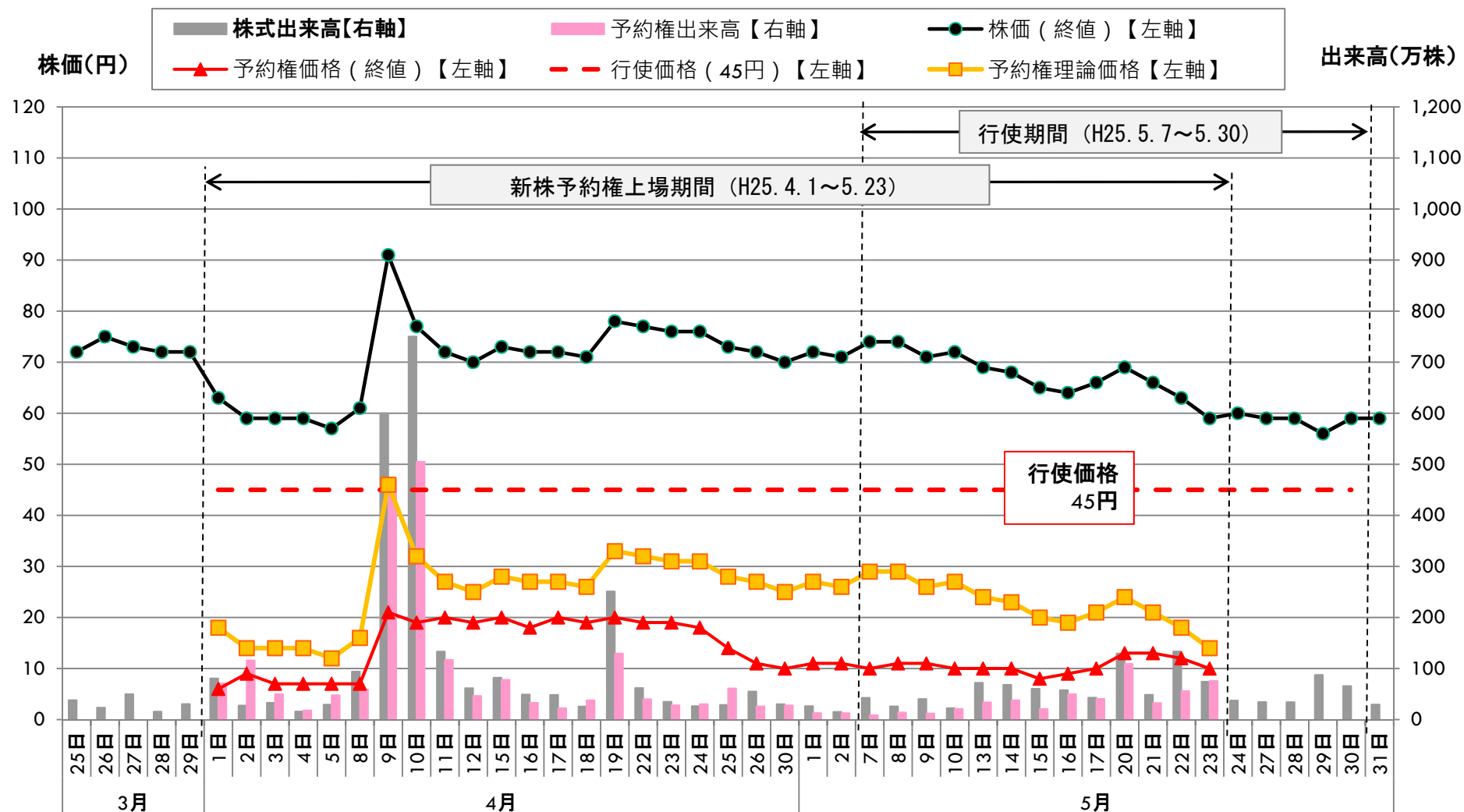
(2) ㈱エー・ディー・ワークス【3250】大証JASDAQ（平成24年10月1日発行決議） 新株予約権の上場期間における株式及び新株予約権の価格並びに売買高の推移



ライツ・オフリングに関する株価と新株予約権価格 の推移



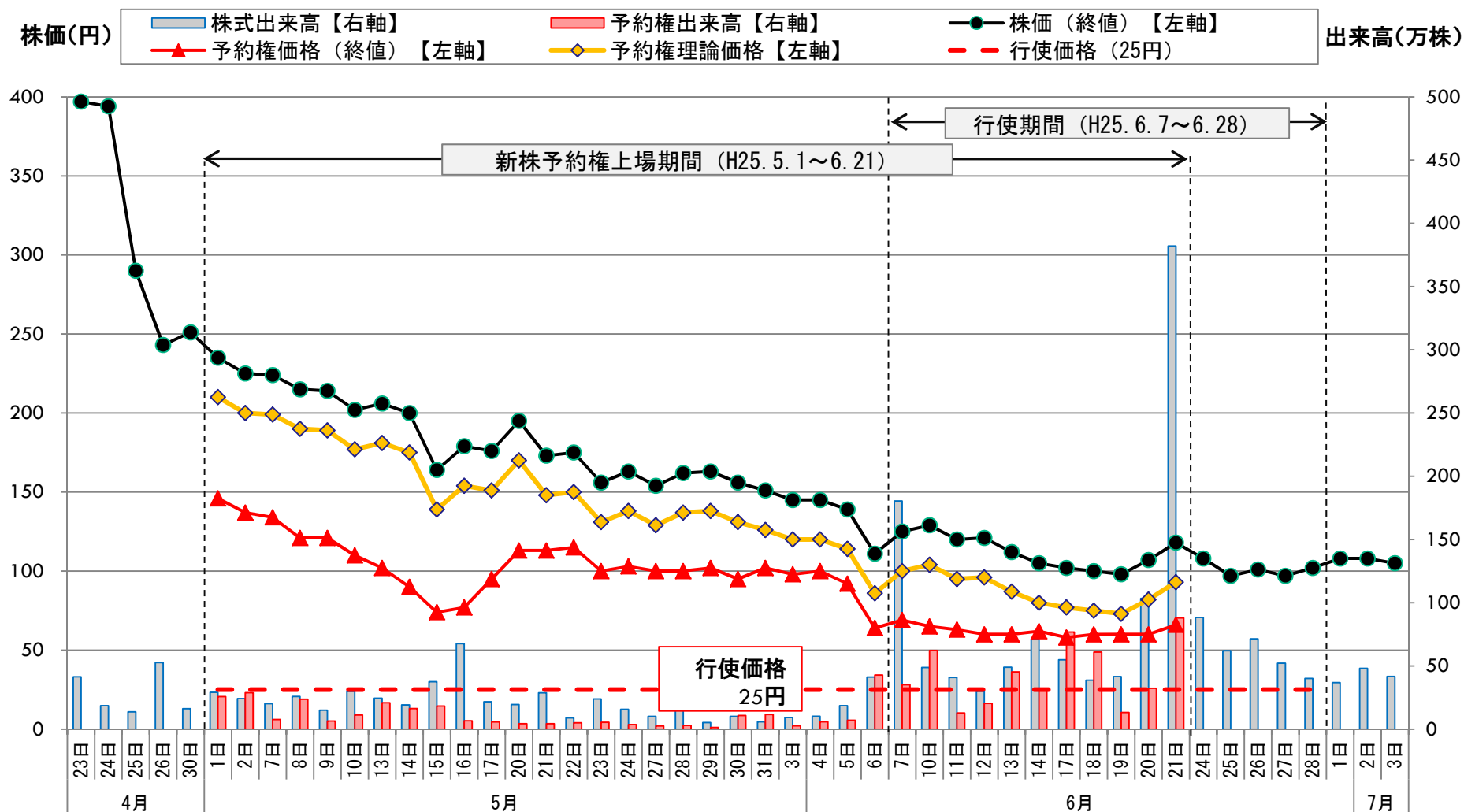
(3) クレア・ホールディングス(株)【1757】大証2部（平成25年3月15日発行決議） 新株予約権上場期間における株式及び新株予約権の価格並びに売買高の推移



ライツ・オフリングに関する株価と新株予約権価格の推移



(4) ㈱フォント・ホールディングス【3350】JASDAQ（平成25年4月12日発行決議） 新株予約権上場期間における株式及び新株予約権の価格並びに売買高の推移



ライツ・オフリングに関する株価と新株予約権価格 の推移



(5) ㈱アイ・アールジャパン【6051】JASDAQ（平成25年4月12日発行決議） 新株予約権上場期間における株式及び新株予約権の価格並びに売買高の推移

